長野市団体向け商品券等発行支援事業補助金

R7.5.9

１　補助金の概要

商店街団体、商工団体等が実施するプレミアム付き商品券の発行など地域や業界などの実情に合わせた集客を促進し、消費を喚起する事業に要する経費の一部を補助するものです。

２　補助金の交付対象者

（１）商店街団体
（２）商工団体（支所・支部単位での申請も可）
（３）業界団体（市内に店舗、事業所等を有する事業者が含まれている団体に限ります。）
（４）市内に店舗、事業所等を有するおおむね10以上の事業者により構成される実行委員会等の団体
※それぞれ複数の団体（市長が適当と認める場合）は、共同で一事業として実施することも可
※年度内において、補助金の申請及び交付は、１団体につき１回までとします。
（既申請等の団体と半数以上が同じ店舗、事業所等の団体等は、同一団体とみなします。）

３　補助金の交付対象事業

交付対象者（団体）の構成員の市内の店舗、事業所等で行う次の事業
（１）団体内の店舗、事業所等で利用できるプレミアム付きの共通の商品券の発行を行う事業
（２）団体内の店舗、事業所等で利用できるクーポン等の発行を行う事業
（３）団体内の店舗、事業所等で買物をした方に共通の抽選券を発行し、抽選会を行う事業
（４）（１）～（３）の事業の実施に当たり、講師等による販売促進等の勉強会等を行う事業

４　補助金の交付の条件等

（１）交付対象事業について周知を図るとともに、問合せに対応できるようにすること。
（２）交付対象事業に係る商品券若しくはクーポン等の利用又は抽選券の提供が行われる市内の店舗、事業所等の数は、おおむね10以上を目安として取り組むこと。
（３）交付対象事業に係る商品券の販売、クーポン等の発行又は抽選券の提供は、できる限り広く行い、特定の者のみを対象として行われることがないように配慮すること。
（４）交付対象事業に係る商品券又はクーポン等は、たばこ事業法第36条第１項の小売定価以外による販売が禁止されている製造たばこ及び換金性の高いものに係る支払に利用させないこと。
（５）補助金の交付申請を行う団体及び交付対象事業に係る店舗、事業所等の代表者、役員等が暴力団員、暴力団関係者等でないこと。
（６）補助金の交付申請を行う団体及び交付対象事業に係る店舗、事業所等の運営又は経営に暴力団員、暴力団関係者等が参画していないこと。
（７）交付対象事業に係る店舗、事業所等が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項の性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項の接客受託営業を行っていないこと。
（８）交付対象事業に係る店舗、事業所等が販売等をする物品等又は提供する役務（サービス）が、政治的なもの又は公序良俗に反するものでないこと。
（９）交付対象事業に係る店舗、事業所等が、露店等一過性・一時的なものでないこと。
（10）交付対象事業が法令に違反していないことその他市長が適当でないと認める要件に該当しないこと。

５　補助対象経費、補助率及び補助限度額

補助対象経費		補助率	補助限度額
商品券のプレミアム費	・プレミアム付きの共通商品券を販売、利用されたときのプレミアム分の経費 （ただし、補助対象経費は、販売額面の25%分まで）	９／10	１団体につき60万円（※１）
クーポン費、景品代	・クーポン等を発行、利用されたときの割引等の経費 ・抽選券を提供したときの抽選会の景品代	１／２	
講師等の謝礼	・プレミアム付きの共通商品券、クーポン等又は抽選券に係る事業の実施に当たり、販売促進等を検討するために行う勉強会等の講師等の謝礼	２／３	10万円
広告費	・事業のＰＲ用のチラシ等の新聞折込料 ・新聞、雑誌等への事業の広告の掲載費用	１／２	１団体につき50万円（※２）
印刷費、委託費等	・商品券、クーポン等又は抽選券の印刷費 ・事業のＰＲ用のポスター、チラシ等の印刷費 ・各種印刷物のデザイン料 ・事業の企画・運営に係る委託費　等	２／３	

（※）商店街団体、商工団体、業界団体等がそれぞれ複数の団体による共同の事業を実施する場合は、（※１）（※２）の補助限度額を、複数の団体の数が２のときは 1.5倍に、３のときは２倍に、４のときは 2.5倍に、５以上のときは３倍とします。

【留意事項】

（１）次の費用は、補助対象外の経費となりますので、ご注意ください。
- 団体の構成員、従業員等及び店舗、事業所等の従業員等関係者の打合せ、会合、反省会等に係る飲食費
- 団体の構成員、従業員等及び店舗、事業所等の従業員等関係者の人件費・謝礼
- 補助金、助成金、支援金等の交付を受ける経費
- 備品の購入費
- 有料で提供する商品、食べ物、飲物等に係る経費
- 食糧費
- 料金の設定及び規定がないもの
- 宗教関係に係る経費
- その他市長が適当でないと認める経費

（２）対象としたい経費が補助対象経費とならない場合があります。申請に当たっては、必ず事前にご相談ください。

（３）補助金の交付決定日から事業実施期間内に支払った経費が補助対象経費となります。事業終了後の補助金の実績報告書には、領収書、請求書等の支出を証する書類の添付が必要です。

（４）商品券又はクーポンの換金に係る領収書又は支出を証する書類は、店舗、事業所等ごとに必要です。事業終了後の補助金の実績報告書には、各店舗の領収書等のコピーを全て添付してください。

６　補助金の交付申請から支払までの流れ、申請書類等

①　事　前　相　談

※必ず事前にご相談ください。

②　交　付　申　請

※事業に着手するおおむね２週間前までに申請してください。

受付期間：令和７年５月15日（木）～令和８年１月15日（木）（予定）

【提出書類】

・長野市団体向け商品券等発行支援事業補助金交付申請書
・団体向け商品券等発行支援事業計画書（事業の対象となる店舗、事業所等の一覧を添付）
・団体向け商品券等発行支援事業収支予算書（見積書等の積算金額が確認できる書類を添付）
・補助対象経費予算明細書
・誓約書
・団体の定款、規約その他これらに類するもの
・団体の構成員の名簿（店舗、事業所名等が必要です。）
・補助金入金先確認書
・補助金入金先となる金融機関の口座を確認できる書類

③　交　付　決　定

※補助金の概算払（交付決定額の１／２以内）を希望する場合は、ご相談ください。

④　事　業　実　施

※事業計画の変更は、必ず事前にご相談ください。

事業完了期限：令和８年２月27日（金）

⑤　実績報告書の提出

※事業完了後30日以内に提出してください。
（ただし、令和８年２月27日（金）までに提出）

【提出書類】

・長野市団体向け商品券等発行支援事業実績報告書
・団体向け商品券等発行支援事業実施報告書
・団体向け商品券等発行支援事業収支決算書
・補助対象経費決算明細書
・補助事業を実施したことが確認できる写真
（商品券の販売・抽選会等の写真、事業期間中の店舗等の写真、勉強会等の写真等）
・補助事業で作成した広告物、印刷物等（作成した場合）
・補助事業に係る契約書の写し（契約を締結した場合）
・補助事業に係る領収書又は支出を証する書類及びその明細が確認できる請求書等の書類の写し
・長野市団体向け商品券等発行支援事業補助金交付請求書

⑥　補助金額の確定・支払

【　Q&A　】

質問	回答
イベントで屋台を出店する予定だが、クーポンを使用してもよいか。	**イベントの屋台や露店など、一時的に出店される店舗等で、商品券やクーポンを使用することはできません。**
事業周知のために周辺住民に案内ハガキを送付したい。この郵便料は、補助対象経費となるか。	**補助対象経費とはなりません。**
机や保存用の箱等の備品購入費は、補助対象経費となるか。	**補助対象経費とはなりません。ただし、クーポンの引換所や抽選会等に必要なテント、机等の賃借料は、補助対象経費となります。**
商品券やクーポンの換金に係る領収書又は支出を証する書類は、店舗ごとに必要か。	**必要です。実績報告書には、各店舗の領収書等のコピーを全て添付してください。**
補助金の支払はいつか。	**原則として、事業が全て完了してからのお支払となります。 （概算払も可能ですので、ご相談ください。）**

【　商品券のプレミアム費の計算方法　】

収支予算書（収支決算書）に記入する、商品券のプレミアム費の計算方法は、次のとおりです。

（次のケースの場合）
- 額　　面　　５，０００円（５００円券の１０枚つづり）
- 販売価格　　４，０００円
  （１冊１，０００円、１枚１００円のプレミアム分）
- 販 売 数　　１００冊（１，０００枚分）
- 利用枚数　　５００円券が９００枚利用があった場合

①　売上金額	4,000円×100冊 ＝ 400,000円
②　事業費	500円×900枚 ＝ 450,000円
③　プレミアム分の補助対象経費	400円（販売額面） × 0.25（25%） ＝ 100円
④　補助対象経費	100円×900枚 ＝ 90,000円
⑤　補助金額	90,000円× 9/10 ＝ **81,000円**

【お問合せ先】

長野市役所　経済産業振興部　商工労働課
電話：026-224-5041　FAX：026-224-5078
E-mail：skr@city.nagano.lg.jp

＜申請書類等はこちらから＞